

令和4年6月29日

第1回男女共同参画推進部会

午前10時開会

○人権・男女共同参画課長 では早速、令和4年度第1回男女共同参画推進部会を開催させていただきますと思います。

本日は、大変お暑い中、お忙しい中、朝からお越しいただきまして本当にありがとうございます。

開会に際しまして、生活文化政策部長より御挨拶を申し上げます。

○生活文化政策部長 皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、第1回男女共同参画推進部会に御出席いただきましてありがとうございます。先ほど課長が触れましたが、本当に連日うだるような暑さで、委員の皆様には熱中症に十分御留意いただきたいと思います。

本日は、今月、6月2日の審議会を受けまして、今期第1回目の部会となります。議題といたしましては2件予定しておりまして、1つ目、世田谷区立男女共同参画センター運営業務委託業者募集について、もう1点、世田谷区パートナーシップ宣誓制度の見直しについて御議論をいただきます。

本当にお忙しい中、時間の限りもありますが、ぜひ活発な御議論をよろしく願いいたします。

○人権・男女共同参画課長 会議開催に際しまして、3点お知らせがございます。

1点目、この部会は傍聴を認め、公開で行います。2点目、本部会での議事について、議事録や当日の資料等を区のホームページ等で公開いたします。そのため、速記事業者が入りまして録音させていただいております。3点目、内部の記録用として写真の撮影をさせていただきます。以上の3点につきまして御了承くださいますようお願いいたします。

また、本部会は過半数の出席がなければ開くことができないと規定されておりますが、本日は委員9名のうち、オンラインで参加する委員も含めまして全員御出席いただいておりますので、会議は成立しております。

また、本日は多くの方々に傍聴でお越しいただいております。

次に、資料の確認をさせていただきます。配付資料を御確認ください。

一番上、次第でございます。資料1「世田谷区立男女共同参画センター運営委託 男女共同参画推進事業に関する事業一覧（案）」、資料2「他区男女共同参画施設状況調査結果」、資料3「世田谷区パートナーシップ宣誓制度の見直しについて（参考資料含む）」でございます。また、机の横にボックスを置かせていただいております、プラン等の冊子

を入れさせていただいておりますので、適宜御参照いただければと思います。足りない方はいらっしゃいませんか。

そうしましたら、議事【協議事項】に移らせていただきます。ここからは部会長に進行をお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願いいたします。

○部会長 よろしく願いいたします。

何を言っても暑いという言葉しか出てこないのが大変申し訳ないんですが、皆さん、暑い中、大変早くからお集まりいただきましてありがとうございます。この前の審議会は対面で行いましたので、対面そのものは初めてではないんですが、それでも何となくこうやって皆さんの顔を見てお話しする機会というのはしばらくなかったので、ある意味、とても新鮮な思いをしております。また、新たに御参加いただいている方も、実質的なディスカッションは本日からになると思います。なるべく議事進行をスムーズにするというのが私の会議をやるときのモットーでございますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、議事に入らせていただきます。本日は議事が2件ございまして、先ほどお話しありましたように、最初が世田谷区立男女共同参画センター運營業務委託業者募集についてでございます。

それでは、こちらにつきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 事務局から御説明いたします。よろしくお願いいたします。資料の1と2に沿って説明してまいります。

世田谷区立男女共同参画センターらぶらすの運營業務の委託については、業者の募集はプロポーザルにて行うことを前回の審議会の中でも御報告いたしました。令和4年9月に事業者募集の公告を行いまして、選考を経て、12月ごろに事業者を決定していきます。決定した事業者に対して令和5年度から3年間の業務委託を行う予定であります。

らぶらすの運営の方向性や課題につきましては、世田谷区第2次男女共同参画プラン後期計画の中でもまとめております。地域に開かれたらぶらすとしての充実が必要だと考えています。男女共同参画に対する意識とかジェンダーに起因する課題への関心を高めていくだけでなく、それに対してどう行動につなげていけるのか。区民や事業所、団体の皆さんと一緒に、時にはそういった方々が主体になりながら、地域の中で男女共同参画を根づかせていくにはどうしたらいいのか。地域の中に入らぶらすが入って行って、区民や団体、事業者の皆さんと一緒に考えていけるような取組が必要だと考えています。

今日、協議事項として挙げまして、皆様に意見をいただきたいと思っているのは、男女プランの後期計画の中で男女共同参画を推進していく拠点施設として位置づけられているらぶらすが、より一層、区民、団体、事業者の皆様と接点を持って地域に入り込みながら、共に考えて取り組んでいくためにどのような事業の枠組みを持っていくのがよいのか、地域に開かれたらぶらすを体現していくために事業をどうやって膨らませていくのがよいのかといったところも御意見をいただければと考えています。

まず、資料1を御覧ください。区がらぶらすの運営委託業務として掲げるものは、大きく分けると2点予定しています。1つは施設運営業務、2つ目は、このリストにあるような男女共同参画推進事業に関する業務となっています。

施設の運営業務については、いわゆる窓口業務ですとか、研修室等の貸出し、利用団体の登録業務などがあって、いわゆる事務的な手続とか来館者への対応が中心になってきます。

男女共同参画推進事業に関する業務は、相談事業とか、講座、イベント、情報収集、提供事業、事業運営に係る会議体の運営といったもので、男女プラン後期計画に対応していく事業となります。プランの基本目標1から、または推進体制方策1に掲げているものにひもづいていくものになります。

資料1では、男女共同参画推進事業に関する業務をリスト化しました。また、それぞれの事業がプランにおいてどこに位置づけられているのかを記しています。丸は関連性の高さを表しています。二重丸のほうがより関連性が高いものとして考えています。ただ、丸がついていないからといって関連性が全くないわけではありません。例えば(2)イベント事業が何個かありますが、例えばらぶらすフェスタは基本目標1にのみ丸がついていますが、もしこのイベントの中で、例えばワーク・ライフ・バランスにも関係するようなテーマを扱う場合には基本目標2にも関連してきます。ただ、ここでは、便宜上、一番関連性が高いものに焦点を絞って丸をつけています。また、事業によっては丸が複数ついているものもあります。例えば(4)－②出前講座では、基本目標1から4に丸がついています。講座で扱うテーマによって、1が一番関連性が高かったり、2だったりということがあるので、このような形で記しています。

らぶらすの事業者選定のプロポーザルにおいては、この事業一覧にあるような事業を参考仕様書の中に落としていき、それをベースとして事業者から提案してもらう予定です。

ただ、ここで記載している事業の分類、事業名で確定ではありません。また、実際の参

考仕様書の中では、それぞれの事業の回数等も記載していく予定ですが、現時点ではまだ回数が確定していないため、今回の資料の中では参考までに現在の実施状況ということで回数を記載しています。また、本日、皆様からいただいた御意見も含めまして、全体の事業等は検討していくことになっています。

事業一覧の中にあるものを(1)から順番に簡単に説明してまいります。(1)事業運営にかかる会議体の運営ですが、ここでは地域と共に男女参画を推進するための仕組みの強化、体制の充実のための会議体を置いています。地域の中に入っていき、共に考えていくための仕組み、機会として、これを活用していきたいと考えています。会議体については、回数の増加とか、5地域での展開も視野に入れながら、今後、参考仕様書にどう書いていくか、検討していく予定です。

(2)イベント事業については、年4回、らぶらすで実施しているイベント事業を置いています。著名人を招いての講演とか、地域で活動する団体、あるいは女性起業家の紹介等、一人でも多くの方が気軽に参加できるようにイベントを組立てています。比較的大き目のイベントになるので、区民の皆様にとってらぶらすを知る機会として、また、区民や団体の皆さん、地域の支援者の皆さんと共に事業を展開できる機会として活用していきたいと考えています。

(3)居場所事業ですが、ひとり親、性的マイノリティなど、テーマ性を持った居場所事業を展開します。既にらぶらすで実施しているものがベースとなりますが、下のほうにある初めてセンターを利用する方を主な対象とした交流の場（らぶらすカフェ）、また、登録団体の活動を区民に紹介しながら、区民と団体が交流できる場（らぶらすカフェ）を今回から項目化していこうと思っております。既にらぶらすカフェとして今年度も実施しているところなのですが、既存の事業のテーマ性を少し明確化して高めていくということで、多くの区民の方にとって気軽に利用できるように、また、団体と共に運営ができるようにしていきたいと考えています。

(4)講座事業ですが、①区民向け講座、②出前講座の2種類を置いています。特に出前講座についてはアウトリーチで事業展開できるものとなっております、らぶらすの事業を知る機会、男女共同参画への理解を深めることができる機会として重要だと考えています。特に教職員や事業者を主な対象とした出前授業については今回から項目化していきたいと考えています。これも既に御依頼があれば対応していますが、あえて項目化していくことによって意識的にそうした分野にもアウトリーチしていきたいと思っております。

(5)相談事業は既存の相談事業がここに当てはまってまいります。相談によっては、電話や面接の形態があり、現在の相談体制を維持できるようにしたいと考えています。また、女性のための悩み事、DV相談については、メール、LINEでも受け付けているので、この相談形態についても参考仕様書の中に落としとしていき、継続して実施できるようにしていきたいと思っています。

(6)情報収集・提供業務です。情報発信強化に関する事業が並んでいます。特に出張図書館の実施については、こちらもアウトリーチ型のものになり、情報を届けることができる大事な機会となりますので、実施施設の拡充も視野に入れて、今後検討する予定でいます。

(7)団体支援事業です。団体の活動を支援していくことは、地域の中で男女共同参画を根づかせていくために重要だと考えています。登録団体連絡会では、団体同士の交流、情報交換によって男女共同参画の視点を持った活動が広がるように、また、区民企画協働事業では、団体の活動を中心にして地域の中で男女共同参画を根づかせていく機会として展開していきたいと考えています。

(8)各種事業の周知・広報活動については(1)から(7)までの事業を多くの方に知っていただいて、活用していただくための広報です。広報が果たす役割はとても大きいと考えています。事業名として並ぶのは既に現在も実施しているような内容がほとんどなのですが、センターのホームページとかSNSなどで発信していく頻度とか、掲載内容を充実できるように表記の仕方については検討する予定です。

では次に、資料2を御覧ください。こちらの資料2については他自治体の男女センターに対して行った調査の結果をまとめたものになります。比較的世田谷と実施規模が似ているところについて聞きました。施設形態とか利用者数、事業の規模等を聞いています。また、実績についてはコロナ禍の影響を受けていたり、区によって人口の規模、施設の規模、形態については様々で、事業の実施回数についてはカウントの仕方も一律ではないこともあるので、単純に比較していくことは難しいところです。数値を比較しますと、人口については世田谷区が一番多い状況になっています。施設規模（延床面積）については港区が一番大きく、世田谷区は4番目となりました。来館者数（令和3年度延べ人数）についても港区が一番多く、世田谷区は4番目となりました。登録団体数（令和3年度末時点）については世田谷区が一番多いという結果です。

事業の実施状況については、講座・研修事業、相談事業の参加・受付け数（令和3年度

延べ人数)については港区が一番多かったのですが、それ以外については世田谷区が、1年あたりの実施回数、参加・受付者数(令和3年度延べ人数)ともが一番多いという結果になりました。

会議等については港区の14回が最多となっています。特に相談事業の回数とか居場所事業の回数は世田谷区が多くなっておりまして、らぶらすが一人一人に寄り添いながら、ジェンダーに起因する悩み、課題への気づきを促すような講座・相談事業を展開しながら適切につないでいって、エンパワーメントしていくところにつながっているのではないかと考えています。

事務局からの説明は以上になります。

○部会長 それでは早速ですが、ディスカッションに入りたいと思います。まず、今の御説明に関しまして何か説明を補足していただきたいとか、分からないところなどございましたらいかがでしょうか。

○委員 単純な確認の質問なのですが、2つありまして、資料2で施設規模(延床面積)の目安というのは、複合施設と単独施設があるのですが、複合施設の男女共同参画等に関わる部分の面積なのか、それとも複合施設全部の面積なのか、どちらですか。

○事務局 男女センターに係る部分のというもので調査依頼をかけています。

○委員 いわゆる男女共同参画に関わる部分に限っての面積ですか。分かりました。

下の一覧表で、例えば練馬区のイベント事業とかの人数が入っていないのは区で集計していないということですか。

○事務局 練馬区から回答が上がってきていない、回答が得られなかったということです。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○部会長 よろしければほかのことでも結構です。いかがでしょうか。

特に御質問がなければ皆さんの御意見をいただきたいと思いますが、最初に確認です。本日は委託業者を公募するとき、こういうことをやっていただきますよということについての御意見ですね。先ほどお話しいただいたように施設運営と男女共同参画推進事業に関する業務という大きく2つに分かれていて、頂いた資料は男女共同参画に関わる業務なのですが、施設運営の御意見でもよろしいですか。私は全然知らないのですが、施設を使っている方にとってはこのようにしたらいいのではないかとか、そういう御意見もあるかと思しますので、それも含めて御意見いただいてよろしいのですか。大丈夫ですか。

○人権・男女共同参画課長 もともとそのプランにのっかってどう運営していくのかというのが大きな課題、議論になるかなとは思いますが、その中で、例えば開かれたらぶらすを目指していくという関係するものの中でおっしゃっていただくと非常にありがたいなと思います。

○部会長 そういう観点で広く考えてよいということですね。個別の事業ももちろん大事なのですが、それ自体は、やっていただく業者さんが決まったら、そこで計画、要望をいろいろお立てになると思うので、そこについて細かい御意見を出しても伝わるかどうか。どの業者さんが委託を受けるか、分からない段階ではまだちょっとあれなので、むしろどういうところに力を入れるとか、大きな意味で開かれた施設とはどのような方向で考えるべきかとか、そういうところを御覧いただきながら——仕様書というのですか。私たち公的な資金を使うときに、こういうところで業者を募集しますというときの仕様書みたいな感じかな。そのようなことをやっていただくような団体、業者さんがいらっしゃいますかというふうにお話しするときのあれをどうつくるかという御意見です。

ちょっと難しいのですが、大切なんです。これをやるかどうかということではないんです。このようなことで公募するので、どうでしょうかというところで御意見をいただく。その方向性がどういうところにあるか、よりよい施設運営につながるかを考えて、御意見くださいということなんですね。すみません。私がくだらないことを言ってしまって、かえって混乱させてしまったようですが、よろしければ、どうぞどなたでも御意見をいただければと思います。

○委員 質問というか、ネーミングについてなんです。男女共同参画とか、平等参画とか、ほかの施設を見ても出てきますし、割とその辺は、市民目線とか区民目線でもどうなんだろうみたいな意見もあったりするという話と、もう一つ。男女の問題は男女を分けてとか、別に男女だけのものではないと思いますが、渋谷のようにダイバーシティみたいなものを施設の上に乗せるとか、そういう方向性は何かあるんですか。それとも男女共同参画センターらぶらすというのはもう決まっていて、そこに対して表現を加えるような検討はありますか。

○部会長 らぶらすというセンターの名称は、一体どこで、どのように決まっていて、変えらしたら、どのようなところで、どのような議論をして、どのような手続で変えられるのか、変えられないのか。恐らく今度のときは難しいと思いますが。

○人権・男女共同参画課長 もともと条例施設でありますので、男女共同参画センターと

というのは条例で定義、規定されている名称になります。愛称についても条例に入っております。多分おっしゃっていただいたものは、そこの冠につく言葉だったりとかで工夫できないかとか、そういう話ですか。

○委員 そうです。もう少しダイバーシティ、男女ということだけではなくて、一般的な人が捉えるとしたら、男の問題、女な問題というふうに理解されやすい言葉で、その認識をもう少し広げられるような説明なのか、単純に名前を変えとかいう話ではないと思うんですが。

○人権・男女共同参画課長 男女センターの上位概念として、後追いではありますが、多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例ができておりました、男女だけではなく、多様な性を含めた全ての人がと言っております、男女共同参画推進の条例に基づいてつくった今回の後期計画の中でも、そこについては注意深く、男女だけという形ではなく、多様な性も含めたというところは入れさせていただいているかなと思っています。なので、基本的には、男女共同参画センターという言葉の変えにくさはあるかと思いますが、そこを説明するときには、もう少しいろいろな観点で見させていただいているところは意識的にやらせていただいております。

○委員 取組とか、そういうものできちんと実態として見せていく方向という理解で大丈夫ですね。ありがとうございます。

○部会長 今後、長い視点で見たとき、どういう言葉で施設名を位置づけていくかは大変大きな問題ですし、こういう機会を得て、いろいろところで議論が始められればいいことだと思います。男女共同参画という概念は非常に複雑で、ジェンダー平等と同じ言葉のはずなので、ジェンダー平等に変えて何が悪いという御意見もありますが、国の男女共同参画という言葉を引き継いでいるところもありますし、東京都は男女平等参画をやっておりますので、その辺との兼ね合いもあって、世田谷区としてどういう概念を使ってやっていくかについてはいろいろなバランスと関連があることではないかと思いますが、バランスの中で一番重要だと思われるのは、今の御意見では、区民の皆様はどういう施設かをよりよく、適切に分かっていただくための名称であるべきだ。国とのバランスとか、都とのバランスとかを考える前にそちらを考えるべきだという御意見ではないかと受け止めました。そういう観点で御意見をいただけるのがこの審議会、部会のよいところですね。

○委員 ちょっと気になったことなのですが、資料1-(4)講座事業-②出前講座の一番上、区内の中学校・高校の生徒を主な対象とした出前講座は、例えば小学校とか、もっと

低学年からこういう教育は必要なのではないかなと思います。少し気になります。

○部会長 これまでやっていたのか、やっていないのかということと、今回の資料に加えるのか、加えないのかという理由があるかと思いますが、今はやっていないんですね。

○事務局 要請があり、こういうテーマで講座ができる人はいませんかとかいうお問合せがあったときはもちろん対応していますが、らぷらすの事業として体系づけてやっているものとなると、中学校あるいは高校が中心になっていました。おっしゃったように、より低学年からというか、早い時期からのというところはとても大事なかなと思うので、今後表現の仕方として、極端に中学校、高校だけみたいに捉えられないような表現の工夫ができればかなと思います。

○委員 ぜひ低学年からお願いしたいです。

○人権・男女共同参画課長 補足させていただきますと、昨年度は、区立小学校のPTAの方から、性教育についてPTAの中で学びたいというお話がありまして、どなたか、講師になっていただける方を紹介していただけないかということで、らぷらすにつながせていただいて、その小学校にらぷらすと一緒に行って、性教育に関する勉強会といいますか、講座をやる。そのときはPTAの方々からもすごくポジティブな反応とかをいただいております。やっぱり関心もあるし、出て行って聞いていただけると、こういう部分についてももう少し理解を深めていこうとかいうようなきっかけにはなるかな、非常に大事なかなと思っています。

○部会長 そうしますと、特に「区内の中学校・高校の生徒を主な対象とした出前講座」と書いてありますが、それほど限定しておかなくても、区の方針だと、今までそうだったとしても、要望があれば広げていくことは問題ないみたいなお考えなんですね。その辺のところはどうなのでしょう。よく分からないですが。

○男女共同参画センターらぷらす館長 今のところ、御要望があればどちらでもということで、こちらには「中学校・高校」と書かせていただいているのですが、大学から御要望があれば大学に参っております。ただ、小学生さんにアプローチができなかったことを振り返って考えれば、もともと学校出前講座の内容からスタートしていたもので、そこが中学校、高校に適しているだろうというところでスタートさせていただいているのです。キャリアの築き方、デートDV、セクシャルマイノリティの理解という3本を柱にしておりましたので、その枠がまた広がっていけば対応は十分できると思います。

○部会長 小さいときからの出前講座みたいなこと、特に小学生ぐらいたとどのくらい、

どういったテーマが一番……。

○委員 体を使って、ワークショップ形式で、こういうものはどう思う？ みたいな感じで聞いてみたりとか、意見をもらったりとか、遊びのようなものを通して、きっかけづくりになればと思います。教育ではなくて、楽しく、えっ？ そうなんだみたいな気づき、きっかけとかを望みます。

○部会長 そうすると、教材づくりとかがポイントなのでしょう。そこがしっかりしてくれば、当然要望も広がってくるということなのでしょう。おっしゃるとおりだと思います。

○男女共同参画センターらぷらす館長 今までは中学校3年生が多かったのですが、今年初めて中学校1年生にセクシャルマイノリティの理解をやりたいという学校さんがいらっしやいまして、もう今年既に行っておりますので、学校さんにも、3年生と限定せずに、いろいろな学年でできることをこちらからもお知らせしていけたらなと思っていました。

○委員 ありがとうございます。

○委員 人権教育ということだと思うんです。私ども人権擁護委員で法務局に所属いたしますが、法務局でも人権教育を小学生から推進しているところがあり、今、浅草の人権啓発センターも、法務局も学年ごとの教材、啓発センターにもそういった教材があります。私の経験では、年齢が低いからとか高いからというのはあまり関係がないと言うと語弊がありますが、さっきおっしゃったようにお話の仕方。小さい、年齢の低い子どものほうがより素直に受け取ってくれることが多いように思いますので、ここはもう少し幅を広げて、私ども人権擁護委員もみんなやっておりますので、そういった連携。学校の関係では、教育委員会、校長先生、PTAは支部の中で話をしたりして、家庭教育学級などのテーマを決めていますので、区とか、子ども、学校関係の状況とうまく連携していかれると、子どもたち、区民にとってはよろしいかなと思います。

○部会長 人権教育という観点からすれば、年齢ではなく、やはり小さいときから長く続けるほうが大事と。でも、今の人権啓発センターは浅草ではなくて、今は港区に移っていると思います。

○委員 港区ですね。

○部会長 いろいろ丁寧にやっていく。人権教育はそれで1つの大きな枠組みになりますが、そこでの出前講座は、性教育も、男女平等に関連することも、セクシャルマイノリティに関することも……。

○委員 人権教育の中に全部入っている。男女共同参画も、セクシャルマイノリティも、小さい子は小さい子なりにということで全部入っていますので、そういった意味で申し上げました。特定の男女共同参画とかではなくて、お互いを認め合うことが一番根底かと思っていますので、そういった意味で連携していくことを考えていただくと、開かれたらぷらすの方向へ行くのではないかと思います。

○部会長 学校も結構一生懸命アウトリーチを頑張っていますね。

○委員 運營業務委託業者募集の選定の仕方について2点伺いたいのですが、実績をどうはかるかということです。プロポーザル形式で実施されるということで、事業一覧を拝見すると非常に多岐に及んでいますし、施策の遂行項目も多い。そして、相談の質とか、オペレーション一つ一つ、人が人に対して関わっていくものなので、クオリティが非常に重要だと思うんです。プロポーザルは、中身がよくても、実態がというところ。この案件に限らず、区でたくさんプロポーザルを実施されているときにどうやって実績をはかっているのかということ。前回の会議で適正人員はみたいなお話も先生から出ていたと思うのですが、そういったことも含めてどのように見ているのかが1点。

もう一つは、3年で業者を替えるというのは、新しいプレーヤーを受け入れるという意味で公平であると思うのですが、どうしても形式知とか暗黙知みたいなものは積み上がっていくもので、それを積み上げていってほしいんです。替わっていくとクオリティが下がるみたいなことはありがちなんです。企業だと割かしずっと積み上げていくのですが、こういうものは難しそうだなと私は非常に思うんです。質の向上をどのように担保するかという点でお考えを聞かせてください。

○部会長 ということですが、行政は業者選定の評価をするわけですね。実際にそれまでその業者が行ってきた事業についての評価とか、どういう視点でやっていくのか、こういう事業をやったときに、どういう観点で見て大変いい事業展開だったのか、そうではないのかということなどをどの辺で評価しているのか。これを考える上で必要だし、難しいと思いますが、よろしくお願いします。区としては実際にやらなければいけないんだよね。たしか1度、業者選定会議をやらせていただきました。大変難しかったです。

○事務局 まず、実績については、プロポーザルで事業提案をいただくときに、事業者として、男女センターとか類似の施設の運営状況があるかという実績を、様式は問わずですが、出してもらうので、その中ではかっていくことになります。

人員についても、まだ確定ではないのですが、参考仕様書中で、最低限、こういうセク

ションにこういう担当職員を置くといったことをできればなと思っています。また、実際プロポーザルのときには、そういった人員体制の部分も含めて事業者に提案をしていただけたらなとは考えていますので、そういったところではかっていく予定です。

3年間で業者を選定するプロポーザルがというところは、実際、短いのではないかなというのは担当職員としても感覚としてあるのですが、どうしても区の契約上の取決め、プロポーザルをやるときの取決めの中で、3年というルールがあります。そうはいつでも質の向上は考えなければいけないので、決定した事業者と3年間契約するのが前提ですが、仕様書については年度ごとに見直しをかけて、その年度年度の中で、達成できたところはどうか、効果はどうか、振り返りながら、変えていけるところは事業者と話をしながら変えていくことになります。

○部会長 難しいですが、本当にポイントです。まさにそこが恐らく最大のポイントなんだろうと思います。

○委員 どうやって外部の方と連携していけるかがすごく大事だと思って、私も大学生の娘がいますが、彼女たちの情報収集は、ここを見ても、SNSアカウント、ツイッターも、フェイスブックも使っていません。インスタグラムとかで情報を取ったりしますし、やはり特化した活動をされているのは、民間だったり、当事者の方たちだったりと思うので、その3年間で総合的にきちんと成果を出すことも重要だけれども、ここについては外部の方の力を借りたほうがよいとか……。そうでないと配置するのもすごく難しくなると思うので、そういった柔軟性というか、いわゆる経営的な専門家とかという意味ではなく、当事者のことをよく分かっているとか、時代に合わせたスキルを持っている方たちとの連携をどれだけやっていけるかがすごく重要。デートDVとかもそうだと思いますが、その辺はアドバイザー委員会とか事業運営に係る会議体の中に組み込めるものなのか、もしくは特化した専門性を持つ方たちとの協働事業とかをある程度のボリュームで組み込んでいくようなことが仕様の中でできるのであれば区民協働企画とかもあったりしますし——ただ、区民ではなく、特別な専門性を持つ方、事業者さんとの連携という意味なのですが、そういうところで何かうまく盛り込めるとよいのかなと思いました。

○部会長 事業者を選定するに当たって、そういうこともできるような仕様書になっているかどうかということですね。

○委員 その方たちだけでなく、そこからの広がりもうまく……。

○人権・男女共同参画課長 世田谷区のプロポーザル、ホームページとかでも公開されて

いるので、見ていただければ分かるかと思うのですが、仕様のな業務内容も公開されていて、例えば資料1の細かい業務についてどうやりますかという部分とかも、一定提案はいただくような形になるのですが、どちらかというところ、今、おっしゃっていただいたような外部の力をどう連携して、一緒に高めていくかとか、区民だったり、地域の団体、事業者とどう協働していくのかとか、先ほどおっしゃっていただいたようなその運営体制。私はらぶらすの運営だと人がすごく大事だなと思っているのですが、どういう人を配置し、どのように運営していくのか、バックアップ体制はどうするのかみたいな具体的な運営の根幹に関わるようなところを御提案いただくのが一般的になっています。

今おっしゃっていただいた内容については、細かく具体的にどのように入れ込んでいくのか、どういう提案を求めていくのかという文言までは固まっていないのですが、参考にさせていただきながら対応していきたいなと思います。

○委員 時流だったり、その対象とかを加味しながら、多様な事業者との連携に期待するのではないですが、そこまで書いてしまうとよくないかもしれない。そういうこともより意識づけられるようなことであったり、そういう人たちとうまく連携できる事業者であることもすごく重要だと思うので、そこに積極的に意識がある事業者さんに運営してもらえるといいなと思います。ありがとうございます。

○部会長 男女共同参画センターらぶらす館長、今のお話で何か御意見ございますか。例えば今の体制で他のいろいろな事業をやるときに、専門的な方と連携しやすい枠組みなのかどうかなど、経験上、いかがでしょうか。

○男女共同参画センターらぶらす館長 私たちでできることとできないことがあると思っていますので、できないところは、ほかの業者さんに協力してやっていただいています。らぶらすの強みはいろいろなネットワークを持っているところだと思うんです。それは、事業者さんであり、個人の方でありなのですが、そういう方たちといろいろな形で、例えば起業ミニメッセというものがあります。そこは私たちだけではできないので、もちろん出展者さんも大切なパートナーでありますし、バックアップしてくれるホームページをつくってくれる方とか、今年考えているのはインターネットで生配信しようと思っているんです。そこも自分たちではできないので、それができる方と一緒に協働していこうと思っています。そうやって、自分たちでできることと一緒にできることで、より事業を広く見せていくというか、よりたくさんの方に参加していただけるようにしていこうと思っています。

○部会長 ということは、これまでのあれでもできているということですね。

○男女共同参画センターらぶらす館長 ですから、そこをもっとというイメージです。私たちは企業の方とはあまりやっていないので、そこは企業の方に御協力いただいて、できるところはやっていこうかなと思っています。企業の方ですと、今のところは協賛品を頂いたりとかで助けていただいていることが多いです。

○部会長 公的機関は連携の仕方がなかなか難しいんですよ。あまり特定の方と結びつくと、それもまた批判がありますので、公平性の観点と一番適切な企業の効率性と両方の費用対効果で考えて、こういう方たちとの結びつきが一番いいという適切性もありますし、他方、公平性の観点から広く多くの方、特定の方とあまり結びつかないようにしなければいけないとか、恐らくその辺は御苦労が多いところだと思いますが、やはりそれでも重要だということですね。

○男女共同参画センターらぶらす館長 企業の方からこのように支援したいというお申出があったりするんです。例えばシングルマザーのためにうちの職員のスーツをリユースさせてくださいと。そのときにはスーツを何十着も頂いて、シングルマザー応援フェスタのときに皆さんにプレゼントしたりとかして、企業さんとやらせていただいています。

○部会長 ありがとうございます。教えていただいて、いろいろとイメージが膨らんでまいりました。

○委員 業務委託業者募集とはちょっとずれてしまうのですが、今日はせっかく施設状況調査結果の表が出ているので、らぶらすの立地とか、建物の構造とかが区民にウエルカムな感じなのか、どうなのかなと思うのです。下北沢からこちらに動いたときに来館者数がすごく落ちて、すごく来づらいところですし、私のように何回も来ていても、この間、たまたま強風で看板が出ていなかったときに通り過ぎてしまって、入り口があっても、入ってすぐ受付があるわけではないので、なかなか入りづらい感じはあって、本当にここでのいかとか、建物の構造がどうなのか。

例えば港区さんはかつてはすごい古い建物だったのですが、何年か前にスポーツ施設があるような、多様な人が来るような複合施設の中に男女センターが入って、男女センターに来るつもりはなかったけれども、ふらふらと来ていたときに、そのコーナーに行っていたみたいな構造になっているのです。その目的ではない人も来られて、たまたま知るみたいなことができる、もう少し来やすくなると思いました。

○部会長 今日の協議ではないですが、場所とか施設そのものは区としてどのようなお考

えなのか。ここをずっと使っていくのか。

○人権・男女共同参画課長 おっしゃっていただいたように、建物の構造上とか、借りられるフロアとか、いろいろな制約があって、らぶらすのほうも、おっしゃっていただいたような入りやすさとか、ウェルカム感はすごく意識して、入り口の装飾とか、貼り紙とかも含めて、できる限りのことはやっているとと思っています。ただ、物理的な限界もあります。でも、そこをカバーしていけるような工夫とか努力を諦めてはいけないと思っているのと併せまして、先ほどの複合化というのはすごく魅力的だなと私も思っています。

ただ、今のところ、すぐに場所を変えますとか、簡単にはいかないものですから、今ここでできるものの中で、なるべく多様な方々が利用していただけるような、入ってきていただきやすいような運営の仕方を追求していきたいと思っています。

○部会長 世田谷区は、せつかくすばらしい新庁舎ができるのだからその中にとか、いろいろあるのかと思ったのですが、そういう予定もないということですね。

○人権・男女共同参画課長 庁内でも検討はし続けています。

○部会長 来やすい場所にというのは、施設としては、当然事業者の方もそれが一番望ましいと思っていらっしゃると思いますし、運営しやすいような施設をぜひ今後とも御計画の中に入れていくような方向で御検討いただければと思います。今回はここですね。

○委員 今まで幾つかのこういった施設に何らかの形で関わらせていただいてきて、ずっと思っているのは、もっと若年層へのアプローチを強くしていけないかなと思うんです。ひとり親家庭の親への支援とか、女性起業家とか、ワーク・ライフ・バランスとかももちろん大事なテーマで、それがらぶらすの事業のコアになると思うのですが、高校生とか中学生が関わって、次世代まで伝えていく。学校へのアウトリーチももちろん大事で、どんどん推進していただきたいのですが、高校生がふらっとやって来て、自然に男女共同参画とかダイバーシティに触れていくことを何とかして具体化していくようなアプローチがまだ弱いな。港区はある程度そういう認識があるんです。例えば高校生が自由研究をやるときにダイバーシティのことを調べようと思ったら、ここの図書に見に来るとか、そういう雰囲気づくりも含めて意識していただける事業者さんをお願いしたいと思います。

○部会長 今はヤングケアラーの話もありますし、若い方たちの問題というのは相当重要な大きな問題で、今まで取り残したものがあっても分かってきていますので、ぜひそういう観点からも、若い方がもう少し入ってきやすい、そして、その方々向けの事業みたい

なものも特に出していただけるとよりいいと思います。

○委員 セクシャルマイノリティの関係です。居場所事業にあるのですが、セクシャルマイノリティのカップルと子ども、親子の交流の場。入っている可能性もあるのですが、その辺も大事かと思って。同性カップルが子どもを産み育てているケースが増え続けています。幼稚園とか、小学校とか、保育園とか、地域とのつながりはすごい大事だと思いますが、地域でネットワークとか交流がしにくい人たちも多いので、地域を越えた同性カップルとその子どものつながりはあるとは思うのですが、地域のサポートですとか、地域でそういう友人たちができるとか、保育園とか、幼稚園とか、小学校の情報とか、地域の取組は大事だと思うので、区としてもやっていただけたらいいかなと思います。

○部会長 居場所事業の中に「性的マイノリティ当事者、家族、アライ（支援者）を対象とした交流の場（世田谷にじいろ広場交流スペース）」とありますが、そこだけでなく、そういう家族を地域がどのように理解するかという、地域の方々との連携が可能になるような交流というのかな。当事者だけ、当事者家族を集めるのではなくて、地域の中でそういう方々が当然、普通にいていいのだよねという雰囲気ができるような……。

○委員 保育園とか、幼稚園とかの対応によると思うのです。ニーズの可視化にもつながると思います。

○部会長 そうすると、学校とか、幼稚園とかがそういうことを十分理解しているかどうか。お父さん、お母さんという話が出そうになってしまいますが、同性カップルであれば、それも当たり前ののだよということをうまく地域の中で定着させられたら、世田谷区としてはとてもいい居場所になっていきますね。そういう視点も入った——地域との関係は難しいのですが、これだけやっていると終わりそうにないので、御意見がありましたら直接メールでも結構です。議論には出さなかったけれども、そういう視点を広げていけるようにあれしてくださいとお願いしていただければと思います。5分の予定だったのですが、すみません。

それでは、ちょっと強引ですが、次の議題に移らせていただいてよろしいでしょうか。次第の2も大変重要な議題でございますので、そちらに移らせていただきます。

次第の2は、世田谷区パートナーシップ宣誓制度の見直しについてです。説明をお願いいたします。

○事務局 では、事務局から説明いたします。資料3に基づいて説明していきます。

世田谷区におけるパートナーシップ宣誓制度は、平成27年11月に同性カップルの気持ち

を受け止める制度として導入してから7年がたとうとしています。本年6月29日現在で199件の宣誓を受け付けています。また、全国状況としては、令和4年4月1日現在、209の自治体が同様の制度を導入しておりまして、人口カバー率は52.1%と50%を超えている状況です。また、今年11月には東京都でも制度が開始されるなど、制度の浸透がうかがえるところです。しかしながら、性的マイノリティの方々への真の理解はまだ十分でないところもあり、依然として実生活における不便さについてはお声をいただいているところです。近年では、行政サービスや民間サービスを利用する際の要件として、パートナーシップ宣誓書受領証の提示を求めることもあり、適切な情報管理や正確性も求められてきています。こうした中、世田谷区パートナーシップ宣誓制度がより正確性や利便性の高い制度となるように、現行の制度の見直しを行っていきたいと考えています。

では、資料3に1、見直しの概要があると思うので、そこに基づいて説明いたします。

まず(1)ですが、対象に、同性パートナー（双方が性的マイノリティの方）のみを対象としておりましたが、多様な性・多様な関係性に対応していくため、一方が性的マイノリティの方である場合も対象に含めることにしたいと考えています。

(2)通称の記載ですが、トランスジェンダーの方等、戸籍名の使用を望まない方のため、通称を記載できるようにしたいと考えています。

(3)パートナーシップの信頼性向上にかかる手続の明確化ですが、新たに再交付・記載事項変更・廃棄に係る申出事由を新たに規定していきたいと考えています。また、本人の帰すべき事由による無効の規定。例えばパートナーシップを形成する意思がないだとか、虚偽があった場合などの規定も新設していきたいと考えています。また、パートナーシップを示すものとして、パートナーシップ宣誓書受領証（小型の宣誓書受領証も含む）のほかに、宣誓書の照会に基づく、回答書を活用していきたいと考えています。回答書の仕組みは現在もある仕組みではあるのですが、よりこれをうまく使っていくことによって、直近の日付でのパートナーの関係性を回答していくことができると考えています。

(4)ファミリーシップ制度の導入です。内容としては、宣誓書の中でパートナーの子、親を記載できるものとします。対象としては、パートナーのそれぞれの子、親になります。確認書類としては、法律上の婚姻関係にないことを確認する書類として、戸籍抄本等を提出していただくのですが、希望する場合は、これに子、親を含めたものを提出していただくことにしたいと考えています。外国籍のパートナーの場合、子、親の続柄の記載がある住民票の写しまたは宣誓者との続柄を証明する公的な文書（日本語訳を添付）を提出

していただくことで対応できればと考えています。

裏面に進みますが、④子、親の意思の尊重です。ファミリーシップ宣誓を行う場合は、可能な限り子ども、あるいは親へ制度趣旨を説明した上で宣誓を行っていただくようにしたいと考えています。本人が希望する場合は、宣誓書の記載を削除できることも新たに規定していきたいと思っています。なお、未成年の子については、満15歳以上となった後に申し出ることができるようにしたいと考えています。

⑤パートナーの一方が死亡した場合の取扱いですが、もう一方のパートナーが希望する場合には、そのままファミリーシップを維持できるものとします。

⑥宣誓の方法ですが、パートナーシップの宣誓は現行どおり、職員の面前で宣誓していただきます。また、ファミリーシップの宣誓については、職員の面前で子ども、親御さんも含めて宣誓していくことを前提にしますが、難しい場合も考えられるため、宣誓書にあらかじめお子さん、あるいは親御さんが自署して提出いただくか、あるいはパートナーシップの宣誓者が代筆できるものとしていきたいと考えています。

今後のスケジュールにつきましてですが、6月29日、本日、11月から開始する東京都の制度についての説明会が東京都主催で開催される予定です。7月については、今回の世田谷区パートナーシップ宣誓制度の見直しに関連しまして、過去に世田谷区パートナーシップの宣誓をされた方へのアンケートを実施したり、また、当事者の方への意見聴取もしていきたいと考えています。9月の中旬頃に全庁、区役所の中の関係する部署も含めて周知を図っていきます。11月1日に制度を改正するというで考えています。東京都の制度に合わせて日付を考えています。

3、参考資料ですが、本日3種類添付しています。世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（現行要綱）、要領（現行要領）、5月10日にプレス発表された資料で、東京都パートナーシップ宣誓制度（案）になります。

東京都の制度と世田谷区の制度の中で主立った異なる点について簡単に説明していきたいと思います。5月10日付の東京都のプレス資料をご覧ください。

3つあるのですが、1点目は、世田谷区では対面で宣誓を受け付けるのに対しまして、東京都では原則電子申請による受付をすることとなっています。また、その後の変更等の届出についても原則電子申請によって受け付けるとしています。

2点目としては、東京都の制度では在勤在学の方も対象にしています。

3点目に、東京都の制度では、ファミリーシップ宣誓という位置づけではありません

が、パートナーシップ宣誓においてお子さんの名前を付記できるとしています。東京都の制度の詳細については、本日午後、説明会において説明がなされる予定になっています。ただ、おおむね本日お示ししている内容や配付している資料のとおりになるかなと思います。

なお、東京都の制度は、東京オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念、実現を目指す条例、人権尊重条例を改正し、それを基に根拠としていますが、この改正案については既に6月15日に都議会にて可決されているところです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○部会長 ということ、世田谷区パートナーシップ宣誓制度の見直しが議題に上がっておりまして、今このような方向での見直しを検討されているということですが、今の御説明につきまして質問などございますか。いかがでしょうか。東京都も新たな制度を入れることもあり、これまでいろいろ考えられてきて、直したほうが良いようなことも含めて見直しをかけるということです。

○委員 子どもをファミリーとしてできる。それは、年齢が15歳以上で、15歳になったときに子どもの意思を聞いて、それで入れるということですか。それとも、15歳より小さい間は親が代理権者で入れるという意味ですか。

○人権・男女共同参画課長 そうです。乳幼児のケースとかも考えられるので、本来であれば、お子さんの意思を尊重、大事にしていきたいというのは第一にあるのですが、こちらの頭に「可能な限り」とつけざるを得なかったのは、その意思を確認できるような状態にないような場合、ケースも考えられるかなというところで入れさせていただいています。

○委員 理解が悪いといけないと思ったので、確認です。一般的に審判などでも15歳というのが1つの区切りになって、子どもの意思をということでございますから、15歳かなと思ったり……。

○人権・男女共同参画課長 そのあたりは丁寧に考えていかないといけないかなとは思いますが、15歳になったときに、ファミリーシップに記載されているのが本意ではないようなことがあれば、お子さんの意思に基づいて申請して、その中から抜くことも可能かなと考えております。その前にしっかり御家族の中でお話合いをしていただきたいと思います。

○委員 分かりました。子どもの意思と年齢のことで伺いたかったので。

もう一つは、この場合、住民票にはお二人と子どもとが世帯主と同居者と入ったものをおつくりになるということなんですか。

○事務局 パートナーシップ宣誓制度は住民票とか戸籍には全く連動してなくて、スタートのときからそうなのですが、2人の気持ちを受け止めるところからスタートしているので、宣誓されたからといって、例えば住民票上に、同居人とか縁故者とリンクされるわけでは全くなく、別物という扱いになります。

○委員 それなら、その理解も大丈夫かな。

1つは、ひとり親の子ども、家庭に対しても国の助成金等々があります。その申請があるのですが、18歳までとなっています。いろいろな要件もあり、その所得制限もついてくると思っていますが、実はひとり親家庭の申請をした場合、その方がひとり親家庭であるかどうかは、LGBTQにかかわらず、その人がひとり親で子どもを育てているのかどうかの調査があります。それをしているのは民生委員で、その調査に参ります。そして、その結果を報告するという形になり、ひとり親ということで認定されれば、またそれによって支給されていく。扶養手当、育成手当、地方自治体の子ども手当と言ったり、児童手当、いろいろありますので、それに関わることなのですが、民生委員は調査に参り、そこでどうするかというと、ひとり親家庭であることを申請したいとおっしゃった方からの依頼となるので、その方のおうちに出向き、お話をいろいろ聞いて、その結果を報告する。ですから、民生委員は、この方はひとり親ですよとか、そうではありませんとか、断定的な言い方を決してしません。このような経緯で今ここにお住まいですから、ひとり親と思われるとか、そういう表現で報告書を出すんです。

いずれにしても、現在、民生委員がそれに関わっておりますので、私が申し上げたいのは、600人からおる民生委員がパートナーシップ宣誓、性的マイノリティの方々がお困りのこととかについて全員が詳しいとは言えないと思います。ですから、出向いたときに、様々な思いで伺ってしまうこともあるやもしれません。ですから、民生委員等への教育はとても大事なことだと思いますし、民生委員ができないときは町会長がすることもありますので、そういう人々への啓発、教育は、この見直しをすると同時に、そちらも丁寧にやっていただきたいと思います。

○部会長 直接には、いわゆるシングルマザーとか、そういう方々に対する手当とかファミリーシップ制との関わりはないわけですね。ファミリーシップの宣誓をしていることで、シングルマザーではなく、ふたり親だみたいなことにはならないですよ。それを確

認したい。

○委員 いろいろ要件が中にありまして、そこで同居とみなされるような方がいるとか、いないとか、行き来があるとか、本当にその人と子どもだけで暮らしているかどうかという要件があります。ですから、これ以上は申し上げませんが、そのあたりはなかなか難しいところがあるかと思しますので、そういう意味で、民生委員への指導も必要かなと思います。その立場になった民生委員に指導するというだけでも構いませんし、ただ、その必要性は感じました。

ひとり親で暮らしていらっしゃる方々にとっては、お金の多寡ではないとは思いますが、それがあればこそというぐらいの金額にもなります。そういったこともありますので、ちょっと気がかかりました。1年に1度、その報告もあります。それくらい厳しいものになっています。

○部会長 そういうところで、こういう制度があるんだ、その制度の意義みたいなものが十分行き渡っていないと、判断の中で違いが出る可能性もある。

○委員 不利益を得てしまう場合もあるやもしれませんし、必要以上に不愉快な思いをなさったりとか、いろいろなことが生じるかもしれませんのでお聞きしました。

○部会長 パートナーシップ宣誓制度に対して、今回の見直しの中でもう一つ、ファミリーシップ制を導入したいということですよ。家族として暮らしていることを何らかの形でどこかに示す必要だったり、そういうことを示すような制度があるといいと思っていられる方が一定程度いらっしゃるということですよ。

○委員 それはよく分かります。

○人権・男女共同参画課長 まずは、今の同性パートナーシップの制度趣旨の根幹である気持ちを公的な世田谷区という立場で受け止めるところがメインだと思います。お子さん、親御さんであっても、そこがまず1つある。

あと、パートナーシップ宣誓制度を導入し始めたときから、大分普及が進んできているところもあり、もはやその制度があればオーケーでもなく、いろいろなサービスが同等に受けられるようにという動きが進んできていると思います。そういったものも今回のファミリーシップに当たりましては、7年前の同性パートナーシップと同じような立てつけではなく、今の現状に沿って、この先、家族として平等に扱われるようなところをきちんと視野に入れながら制度設計していかないといけないと思っております。

○部会長 今のパートナーシップ制では現状制度と同じに扱えないんだけど、視野に

入れながら、そういうものを目指していく方向性としてファミリーシップを取りあえず導入する。回答書とか、そういう宣誓をしている証明書その他を区でお出しすることになるのですか。

○人権・男女共同参画課長 証明書というよりは、今のところ、受領証と回答書でやっていきたいなと思っています。

○委員 もうそれは本当に大事なことだし、そのようになっていくべきだと私も思いますし、それが自然なことだと思っています。ただ、今申し上げたのは国の制度なんです。国の制度の要件で来ていますから、そういった実務がどのようになるか、心配に思うので、あれこれ言うわけではないですが、パートナーシップの申請、宣誓について世田谷区が取り組んでいること。まちの中でそういった実務に関わっている者には、まずは指導していただいたほうが……。

○人権・男女共同参画課長 これを設置することによって、逆に不利益になってしまう可能性もあるということは、すごく大きいお話だと思います。この後、いろいろな方々に御意見を丁寧に聞いていきたいと思っておりますし、そういったところも含めてしっかり聞かせていただいて、どういうものがあるのか、きちんと皆さんと議論した中で進めていきたいなと思います。

○部会長 今の話はパートナーシップ宣誓制度でも生じる問題なのかな。ファミリーシップ制を導入するから問題だというよりは、パートナーシップ宣誓制度導入というのは……。

○委員 制度自体ではなくて、暮らし方というか……。

○委員 同居人がいたりすると、母子としてみなされないことがあるので、ファミリーシップ宣誓をすると、家族として暮らしますよとしているのに、ひとり親として申請し、民生委員がそれを確認しに来たときに、一緒に住んでいたら、それはひとり親とはみなされなくなってしまうということですね。

○部会長 パートナーシップそのものでもそういう制度をしっかりとすることであれば、シングルではないですよと誤解する人もいないわけではない。その辺はどうなっているんだろうということは考えられます。

○委員 国の制度と区の制度とのあれがありますから、それはもう区へお任せします。ただ……。

○部会長 その辺はよく制度を調べられて、実際不利益が生じているのかどうかとか、そ

うということがあるのか、ないのか、慎重に御判断いただいて。ファミリーシップ制は希望者がされるわけですから。そういうことをしてほしいという方がお出しになるわけですから、もし不利益があるとすれば、そういう可能性を言った上で、それでもいいという方もいらっしゃるし、それだったらやめるといふ人もいるし、いろいろあると思いますが、取りあえずは希望者でそういうことをしたいという方々ができるような制度ということですね。その方向で考えていくということだろうと思います。

○委員 すみません。海外出張帰りで、体調があまりよくないので、自粛させていただいて、オンラインで参加しています。

本当に申し訳ございません。皆様の声があまり聞こえていなくて、既にもう御質問されている点だったら申し訳ないのですが、3点分からない点があつて、質問させていただきます。

1点目は見直し要綱の3なのですが、これは企業のほうとかに、例えば4月1日付で最新のものを出してと言われたら、最新のものが出せるということでしょうかというのが1つ目。

2つ目、ファミリーシップの点なのですが、15歳未満の子どもは登録ができないということでしょうかというのが2点目。

3点目、東京都との連携なのですが、世田谷区、東京都、両方取らないといけないということでしょうか。それともそこに何かしらの連携が生じるのでしょうか。

以上です。お願いします。

○部会長 とてもクリアな質問で、3番目の手続の明確化というところで、4月、企業が新しいものを欲しいと言ったら出てくるのですかという御質問だったと思いますが、いかがですか。

○事務局 宣誓書受領証を提示することによって、受給ができる行政サービスあるいは民間サービスは広がりつつありますが、世田谷区の場合、宣誓書受領証は、あくまで宣誓した時点における関係性を示しているにすぎないところがあつて、今回「宣誓者の照会に基づく、回答書」を活用することによって、照会日時点の日付でお二人が世田谷区に宣誓書を出していますと回答できるので、直近の日付で回答書を基にお出しすることはできるのではないかなと考えています。

○委員 すばらしいです。ありがとうございます。

○部会長 次のファミリーシップ制度は18歳未満のお子さんは……。

○事務局 15歳未満の方は登録できないのかという御質問だったかと思うのですが、15歳未満のお子さんであったとしても、ファミリーシップ宣誓として記載することはできません。ただ、お子さんの意思を尊重したいという思いがありますので、可能な限り事前にそのお子さんに趣旨を説明した上で、ファミリーシップ宣誓を行っていただきたいと思っています。ただ、乳幼児の場合とか意思確認ができない可能性も考えられることから、満15歳以上になったときに、ファミリーシップ宣誓に自分の名前が載っていることが本意でなければ、満15歳以上となった後に申出をしていただくことによって、この記載を落とすことはできると考えています。

○委員 今の点、本当に安心していて、すみません、読み方によっては15歳以上でなければ登録できないのかなと読んでしまったところがあったのですが、ファミリーシップが重要なのは、例えば1歳のときに引きつけで運ばれたとき、誰なんだとにならないようにするために必要だったり、3歳のときにぜんそくで運ばれて、誰なんだとにならないようにとか、6歳で入学するときに、この人は誰なんだとにならないよう学校に説明できるとか、そういう乳幼児とかのときが何よりも重要である。子どもの意思も非常に重要なのですが、それが表明できないとか、まだまだ理解できないような年代の子たちにとって、保護者として活躍できるためにも必要だと思いますので、乳幼児であっても登録できるというところは明確化していく必要がさらにあるのかなと思いました。今の回答、よく分かりました。ありがとうございます。

○部会長 3番目の点です。東京都と世田谷区、それぞれ独自にまた登録しなければいけないんですかという質問です。

○事務局 東京都と世田谷区、両方しなければいけないということでは全くありません。あくまでも御本人の希望に沿ってでありますので、東京都だけ宣誓したい方もいらっしゃるでしょうし、世田谷区だけがいいですという方もいらっしゃると思います。また、場合によっては両方、世田谷区でも宣誓しますし、東京都でもしますという方もいらっしゃるかなと想定しています。あくまでもそのカップル、お二人の意思に基づいて私どもは受けるという考え方でおります。

○部会長 ということは、例えば東京都にパートナーシップとして申請していても、そのことが自動的に世田谷区に来て、世田谷区でも申請したことになるとはならないのですね。

○事務局 それはならない。

制度としては別物になるのですが、東京都の中の世田谷区なので、そこがどう連携できるかというところは、これから考えて、検討されていくところにはなります。

○委員 世田谷区様は2015年からパートナーシップを始めていただいている、この分野での日本のリーディング自治体だと考えています。

2つお願いがありまして、1つ目に、都道府県でもあって、市区町村でもあるようなところが少しずつ増えてきています。そういったときに、二重登録をするというのも1つの答えなのですが、1つに登録したら、もう一つも連携できるようなシステムができるとしたら、アウトィングリスクが下がったり、手続における複雑さが下がりますので、そのような連携モデルみたいなところをぜひ今後模索いただくと、それが日本中に広がって、素晴らしいモデルになるのではないかなと非常に期待し、お願いをさせていただきたいなと思っておりますというのが1点目です。

2点目、このタイミングで、じゃ、パートナーシップがあると何ができるんだという拡充並びに整理が非常に必要だなと思っております。改めて区内の病院とか、学校とか、不動産会社とかへの周知ないし、昨今課題になっているのは、どの病院に運び込んでもらったらパートナーとして認めてもらえるのか、分からない、自治体としてぜひリスト化してほしいという願いがあったりします。パートナーシップであることで、区内の何だったら安全に利用できるのか、ぜひ明示されたり、周知が広がるような取組をしていただけるとありがたいなと思います。

並びに、区のサービスとしては、どこまで、何ができるのかということも重要だと思っていて、例えば死亡届を出せるのかとか、介護申請ができるのかとか、パートナーシップがあったら、区のサービスで何が、どこまでできるんだみたいな整理があるといいなと思っております。急いであることは難しい点かと思うのですが、パートナーシップを取って、法律的なものではないけれども、何までできるのだという回答がまだまだできないところが、ほかの自治体でパートナーシップが広がりながらも、実質的な効力がないことに結びついてしまっている要因でもあるのかなと思っておりますので、ぜひ世田谷区の中でもう一步先の回答とか世界を見せていただくとありがたいなと思っております。

いつもありがとうございます。

○事務局 行政サービスで何が受けられるのかという御意見もありましたが、世田谷区のホームページで、令和4年6月3日時点での、同性パートナーの方々が利用できる行政サービス等一覧を出しています。くらし・手続きに関する項目とか、子ども・教育・若者

支援に関する項目ですとか、想像しているのと比べて、多いか、少ないかというのはあると思いますが、情報提供は今年度から始めているので、ご覧いただければと思います。

○委員 すばらしいですね。ありがとうございます。

○人権・男女共同参画課長 先ほど民間のお話もされていらっしゃったかと思うのですが、定期的に病院長会議に出席させていただき、医療同意について、検討、適用していただけるようにというようなお願いは継続的にやらせていただいております。不動産の関係の同業種組合の会合にも出席させていただいて、性的マイノリティの方への理解、取扱いについて御協力をお願いさせていただいたりという部分。パートナーシップ宣誓制度ができたから、さらに入りやすくなっている部分がありますので、このあたりはまた、引き続き、先ほどおっしゃっていたように、しっかり理解していただけるような働きかけという両輪でやっていきたいと思っています。

もう一つ、都道府県との二重登録の部分、二重登録とか手続の煩雑性という部分については、東京都の制度、条例可決前から継続して議論させていただいておまして、今後具体的に、手続の簡素化とか、両方の制度があるがゆえに使い勝手が悪くなるのではなく、逆に使い勝手がよくなるような連携の在り方を模索していく段階に入っていくような状況です。

○委員 ありがとうございます。すばらしい取組です。

もう一回同じことを言ってしまうと恐縮なのですが、昨今、病院が理解を促進していただいているのは本当にありがたいのですが、どこだったら同性パートナーとして扱ってもらえるのか、分からないことによって、救急車で運ばれた先で全然扱ってもらえなくて、転院しないといけなかったみたいなことがあったりします。既に世田谷区内の病院は、もうほとんどその周知が届いているということなので、扱っていただける病院の一覧などがあると、僕らが救急車で運ばれるときに、それを握りしめながらお伝えできるので、すごくありがたいなと思っています。先駆的な事例になるかなと思っていますので、ぜひお願い申し上げます。

○部会長 よろしくお祈りします。

○委員 分からないところがあるので、聞かせていただきたいなと思ったのは対象の違い。区と東京都でちょっと違うかなと思っていて、世田谷区の場合、同居していること、あるいは同居すること、2人とも世田谷区に住んでいることが要件になっているのかなという理解なのですが、東京都は必ずしも同居を要件としていないですし、在勤在宅もオー

ケーなので、ほかの自治体に住んでいる人も対象になるのかなと思っていて、人によっては、仕事の都合であったりとか、いろいろな都合で、同居でないパートナーもいると思うんです。この辺の違いは、利用できるサービスの違いとかがあって、こうなっているのかな。その辺のことを聞かせていただきたいなと思います。

○事務局 在住の要件ですが、世田谷区の場合はお二人が世田谷区在住であること、もしくは転入予定があることを定めているのですが、必ずしも同じ住所、同居していることが要件ではありません。例えば世田谷区松原にお住まいのAさんと深沢にお住まいのBさんがパートナーシップ宣誓をすることは可能になります。東京都は在勤在学を含めていますが、世田谷区ではそこは含めていないという状況です。今後、区の行政サービスの充実だとか民間サービスへの波及みたいなところを考えて、より区民のニーズに適切に対応していく制度になるよう、今は区民を対象としているのですが、東京都の制度の動向も踏まえて、その必要性は注視していきたいなと思っております。

○部会長 連携していたほうがいいという御意見もあるかもしれないし、どちらかというと、そうではない御意見もあるかもしれないから、難しいところではあります。ただ、連携していたほうが便利は便利なのですが、どちらかしか使いたくないという場合もないわけではない。どちらかしか使えないという場合もありますね。

○人権・男女共同参画課長 基本的には、東京都の制度が導入されますと、ほぼ今の世田谷区パートナーシップ宣誓制度の内容は東京都でカバーできてしまうのです。じゃ、世田谷区パートナーシップ宣誓制度の取組をより進めていくために、もっと性的マイノリティの方の取組を進めていくために、世田谷区として何ができるのか、違いを出したいところもありまして、区民の方に対してできることを追求できるような制度にしていきたいなというところが1つあります。

○部会長 その狙いの中にとということでしょうか。

○人権・男女共同参画課長 そうです。

○部会長 あとはいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

これからのスケジュールですが、この後、宣誓者へアンケート調査なども実施されて、実際に制度の見直しについてどういう御意見があるか、何うことや意見聴取のためにヒアリングなどをなさるということで、もっと使いやすい制度ないしは有効な世田谷区パートナーシップ宣誓制度の在り方みたいなことを検討されて「全庁へ周知」となっているのですが、どういうことでしょうか。

○人権・男女共同参画課長 取扱いについて、例えば行政サービスで家族を対象にしているような事業とか、サービスをやっているような所管にもこういった形で、例えば直近の日付で出されている回答書があれば、それを提示していただいたときに、きちんと対応できるようにしてくださいというようなこととかを周知していきたいということです。

○部会長 7月上旬にアンケート調査、ヒアリングなどをなさるのですが、実際には、その結果として、8月中ぐらいにはもう大体こういう形の見直しの概要はできていて、このように変えますので、そのあたりを皆さんちゃんと認識してくださいねという周知を前もって行うという意味ですね。

○人権・男女共同参画課長 そうです。

○部会長 そうして終わった後、11月1日から制度が変わる。そうすると、この審議会との関わりでは、御意見は今いただいおかないと詰んでしまいますね。

○人権・男女共同参画課長 もう1回、8月にありますので、そのタイミングで状況報告はできるかなと思います。

○部会長 ということですので、皆さん、ぜひ御意見を必要ならばメールその他でまたお出しいただいても結構ですし、御質問などもあったら伺いたいと思いますが、見直しが終わる、8月中ぐらいには大体決まっているという感じですね。いろいろな方にヒアリングはしているので、そういう御配慮は十分考えられると思いますが、大丈夫でしょうか。もう1回、8月2日にこの部会がございますので……。

○委員 ファミリーシップ制度をこのように改正するのは要望があったからということなんでしょうか。

○人権・男女共同参画課長 もちろん御要望もありました。

○委員 あとはほかの自治体も……。

○人権・男女共同参画課長 取り組んでいらっしゃる場所もありますし。

○部会長 先ほどいろいろ例示が出ましたが、お子さんに対する付添いとかのときにこういうものがあると大変ありがたいと。例えばけがをしまして、おうちに親御さんでないほうのパートナーがいらしたときに、急いで行っても、誰？ という形で追い返されたりとか、そういうことが起きるのです。家族でなければできないことが物すごくあることを改めて私たちは認識すべきであって、自分も親を亡くしたり、いろいろしていますから、そのときに必ず肉親であることの証明が意思決定においてとても必要とされる。入院を決めるとか、手術のあれを書くとか、そういうことになっていますので、そこが主に今

の社会では、LGBTの方たちにとって非常に不利になる場合があるということなんですよ。そういうことが出てきていますよと。

○委員 家族として、国が何もやっていないのが一番根本的な問題なのですが、家族として認められない、認められたいという……。

○部会長 何とかなるということがそこにはあるのでしょうか。ぜひそういうところを十分カバーできるような制度にぜひしていただければと思います。

あといかがですか。

よろしければ、それでは、先ほども申しましたように、これについては先ほどのようなスケジュールで進んでいきますので、もう1回、この部会で審議するお時間があると思います。また、その前にも御意見等ございましたら、また事務局に個人的に上げていただければと思います。

本日はこのくらいの議論でよろしいのですね。特にこうしろとか、方向性を決める必要はないということですね。ありがとうございました。

そうしますと、この議題は終了したいと思います。

本日の予定案件はこれで終了となると思います。全体を通じて、本日のことで御意見とか御質問ございますでしょうか。

よろしければ、この後の進行は事務局に戻させていただきます。

○人権・男女共同参画課長 皆さん、本当にどうもありがとうございました。

次第の3番、その他なのですが、事務局より1点、犯罪被害者等支援検討委員会について御報告させていただきたいと思います。

昨年の6月に犯罪被害者等支援窓口を開設いたしまして、1年経過しております。徐々に窓口で御相談の連絡をいただく件数とかも増えてきておりまして、男女プラン、男女の審議会とかでも扱っております性犯罪、性暴力に関連するような御相談も入ってきております。今後、さらにその犯罪被害者等支援の内容をどのように充実させていくのか。地域の中でより理解していただいて、地域全体で支えていけるよう仕組みをどうつくっていくのかという部分において、改めて検討委員会を立ち上げまして、検討していきたいという御報告です。また、今後の経過についても適宜御報告させていただきたいと思います。

続きまして、今後の予定についてでございます。令和4年8月2日(火)、第2回男女共同参画推進部会を予定させていただいております。7月27日(水)、第1回多文化共生推進部会を開催する予定です。

それでは、令和4年度第1回男女共同参画推進部会を閉会させていただきます。本日は
どうもありがとうございました。

午前11時42分閉会